

市川市事業キャラクター等の作成等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業キャラクター等の作成及びデザイン等の使用に係る
手続その他の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、本市が有する著
作権又は商標権の目的となっている事業キャラクター等の適正な管理を図る
ことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

(1) 事業キャラクター等 本市が行う事業の意義、魅力等を発信し、当該事
業の効果を上げるために作成した本市のキャラクター又はロゴマークをい
う。

(2) デザイン等 事業キャラクター等のイラスト若しくは名称、着ぐるみ等
の立体物又はこれらに準ずるものをいう。

(3) 課 次に掲げるものをいう。

ア 市川市行政組織規則（平成11年規則第6号。以下「組織規則」とい
う。）第2条第1号に規定する本庁機関の課及び事業チーム

イ 組織規則第2条第2号に規定する外部機関（大柏出張所、福祉事務所、
東山魁夷記念館、介護老人保健施設ゆうゆう、動植物園、市川駅行政サ
ービスセンター、クリーンセンター及び南行徳市民センターに限る。以
下このイにおいて「特定外部機関」という。）及び同号に規定する外部機
関（特定外部機関、リハビリテーション病院及び保健センターを除く。）
に所属する課

ウ 組織規則第27条第1項に規定するリハビリテーション病院の局及び
部

エ 組織規則第36条第2項に規定する健康支援課及び疾病予防課

オ 市川市会計管理者補助組織設置規則（平成15年規則第22号）第1
条に規定する会計課

カ 市川市教育委員会事務局等組織規則（昭和 53 年教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項に規定する課、同条第 2 項に規定する担当室及び同条第 3 項に規定する組織のうち職務の級が 7 級である職員が置かれているもの

キ 市川市消防局組織規則（昭和 40 年規則第 15 号）第 2 条に規定する課

ク 市川市議会事務局処務規程（昭和 49 年議会規程第 1 号）第 2 条に規定する庶務課及び議事課

ケ 市川市選挙管理委員会規程（昭和 34 年選挙管理委員会規程第 1 号）第 15 条に規定する事務局

コ 市川市監査委員に関する条例（平成 3 年条例第 26 号）第 5 条に規定する監査委員事務局

サ 市川市農業委員会事務局規程（昭和 32 年農業委員会公示第 12 号）第 1 条に規定する事務局

(4) 部 次に掲げるものをいう。

ア 市川市行政組織条例（昭和 49 年条例第 39 号）第 2 条に規定する部及び室

イ 市川市役所支所設置条例（昭和 30 年条例第 1 号）第 1 条に規定する支所

ウ 市川市教育委員会事務局等組織規則第 3 条に規定する部

エ 市川市消防本部及び消防署条例（昭和 40 年条例第 31 号）第 2 条に規定する市川市消防局

（事業キャラクター等の作成に係る立案等）

第 3 条 事業キャラクター等の作成に係る立案（次項及び第 3 項において「立案」という。）は、当該事業キャラクター等に係る事業の所管課において行うものとする。

2 立案に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 事業キャラクター等を作成する目的を明確にするとともに、当該事業キ

キャラクター等を作成する必要性及び事業の効果が上がるかどうかを十分検討すること。

(2) 事業キャラクター等を作成することにより、第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれがないかどうかを確認すること。

(3) 事業キャラクター等が他の部又は課に関わる場合にあつては、当該部又は課と協議をすること。

3 立案をしようとする所管課の長（以下「所管課長」という。）は、次に掲げる書類を所管課が属する部の長（以下「所管部長」という。）に提出し、事業キャラクター等の作成について所管部長の決裁を受けなければならない。

(1) 企画書

(2) 事業キャラクター等の概要

(3) その他所管部長が必要と認める書類

4 所管部長は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類を審査し、事業キャラクター等を作成するかどうかを決定するものとする。

（事業キャラクター等の作成）

第4条 所管課長は、前条第4項の規定により事業キャラクター等を作成する旨の決定を受けたときは、当該決定がされた事業キャラクター等を作成するものとする。

（商標登録出願）

第5条 所管課長は、作成された事業キャラクター等について権利を保全する必要があると認めるときは、所管部長の決裁を受けて商標登録出願を行うものとする。

（事業キャラクター等登録台帳への登録）

第6条 所管課長は、事業キャラクター等を作成したときは、速やかに、市川市事業キャラクター等届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、広報広聴課長に届け出なければならない。

(1) 事業キャラクター等のイラスト、写真その他の事業キャラクター等が確認できる書類

- (2) 事業キャラクター等を使用する商品その他これに類するものがある場合にあっては、当該商品その他これに類するものが確認できる写真
- (3) 商標登録を受けた事業キャラクター等にあっては、商標登録を受けていることが確認できる書類
- (4) 事業キャラクター等に関する要領その他これに類する定めがある場合にあっては、当該要領その他これに類する定めの写真
- (5) その他広報広聴課長が必要と認める書類

2 広報広聴課長は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事業キャラクター等を市川市事業キャラクター等登録台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

3 前項の規定により台帳に登録された事業キャラクター等は、この要綱の定めるところにより事業キャラクター等として使用することができるものとする。

（登録の抹消等）

第7条 台帳に登録された事業キャラクター等の登録を抹消しようとする所管課長は、市川市事業キャラクター等登録台帳抹消届出書（様式第3号）により広報広聴課長に届け出るものとする。

2 広報広聴課長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、台帳から当該届出に係る事業キャラクター等の登録を抹消するものとする。

3 台帳から登録を抹消した事業キャラクター等は、事業キャラクター等として使用してはならない。

（デザイン等の管理）

第8条 デザイン等の管理は、所管課において行うものとする。

（デザイン等の使用の申込み）

第9条 デザイン等の使用を申し込もうとするもの（以下「申込者」という。）は、あらかじめ、市川市事業キャラクター等デザイン等使用申込書（様式第4号。第12条第1項において「使用申込書」という。）に、企画書、申込者の概要が分かる書類、誓約書（様式第5号）その他市長が必要と認める書類

を添えて、市長に提出し、その許諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

2 市長は、前項の規定による申込みについて、必要があると認めるときは、申込者に対し、書類の修正又は資料の提出を求めることができる。

（デザイン等の使用の許諾）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を許諾するものとする。

- (1) 本市の信用若しくは品位を傷つけ、又は本市が行う事業の正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 事業キャラクター等又は本市が行う事業のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 第三者の利益を害するおそれがあるとき。
- (6) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (7) 特定の政治、思想若しくは宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき、及びその者に商品等を販売するとき。
- (9) デザイン等をこの要綱に従って使用しないおそれがあるとき。

- (10) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (11) 本市が行う事業又は市長が認めるこれに関連する事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (12) その他市長が公益上又は著作権若しくは商標権の管理上の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 市長は、デザイン等の使用を許諾したときは、市川市事業キャラクター等デザイン等使用許諾通知書（様式第6号。第12条第1項において「使用許諾通知書」という。）により、申込者に通知するものとする。

3 市長は、デザイン等の使用の許諾に際し、条件を付することができる。

4 市長は、デザイン等の使用を許諾しないときは、市川市事業キャラクター等デザイン等使用不許諾通知書（様式第7号）により、申込者に通知するものとする。

（デザイン等使用料）

第11条 デザイン等を使用する際の料金（以下「デザイン等使用料」という。）は、無料とする。ただし、市長は、その性質上有料とする必要があると認めるときは、市長が定める額のデザイン等使用料を納付させることができる。

（デザイン等の使用期間）

第12条 デザイン等の使用期間は、1年を限度として、市長が使用申込書の内容により定めるものとする。この場合において、市長は、当該使用期間を使用許諾通知書に記載するものとする。

2 前項に規定する使用期間の満了後においても、引き続きデザイン等を使用しようとするものは、改めて第9条第1項の規定による申込みを行い、市長の許諾を得なければならない。

（許諾内容の変更の申込み等）

第13条 デザイン等の使用の許諾を受けたもの（以下「使用者」という。）は、その許諾を受けた内容を変更しようとするときは、市川市事業キャラクター等デザイン等使用内容変更申込書（様式第8号）を市長に提出し、その許諾を得なければならない。

2 市長は、デザイン等の使用の許諾の内容について変更することを許諾するときは、市川市事業キャラクター等デザイン等使用内容変更許諾通知書（様式第9号）により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、デザイン等の使用の許諾の内容について変更することを許諾しないときは、市川市事業キャラクター等デザイン等使用内容変更不許諾通知書（様式第10号）により、使用者に通知するものとする。

（遵守事項）

第14条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容に従いデザイン等を使用すること。
- (2) デザイン等を使用する権利又はデザイン等若しくはデザイン等を使用する物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。ただし、販売を目的としてデザイン等を使用する場合において行う当該物品の販売については、この限りでない。
- (3) デザイン等を使用する物品には、本市の事業キャラクター等であること、事業キャラクター等の名称及び使用許諾通知書に記載された使用許諾番号を明示し、それ以外の名称を使用しないこと。デザイン等を使用するサービスを提供する場合についても、同様とする。
- (4) デザイン等を使用する物品は、本市が製造又は販売をする物品であると誤認されるおそれがないよう配慮すること。デザイン等を使用するサービスを提供する場合についても、同様とする。
- (5) デザイン等を使用する物品の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱及び使用の許諾の内容に違反することがないように必要かつ適切な監督を行うこと。デザイン等を使用するサービスの提供を第三者に委託する場合についても、同様とする。
- (6) 許諾に際して、デザイン等が商品の品質を保証するものではないことを記載すること等の条件が付された場合には、当該条件に従うこと。
- (7) 許諾に係る物品の完成品については、その使用前に速やかに市長に提出し、承諾を受けること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるもの

については、その写真の提出をもって完成品の提出に代えることができること。

- (8) 市長が前号の規定により提出された完成品が適正でない認め、是正を求めたときは、速やかにこれに応じ、市長の承諾を受けること。この場合において、是正に要する費用は、使用者が負担すること。
- (9) デザイン等について、商標登録、意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (10) 本市から貸与を受けたデザイン等があるときは、デザイン等の使用期間終了後は、速やかに、当該デザイン等を本市に返却すること。
- (11) 市長の求めに応じ次条第8項の規定による資料の提出若しくは報告をし、又は市長が行う同項の規定による調査に協力すること。

(使用禁止、許諾の解除等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者にその是正を求めるものとする。

- (1) 第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 使用者が第10条第3項の条件、第12条第2項、第13条第1項又は前条の規定その他使用の許諾の内容に違反したとき。
 - (3) 第11条ただし書に規定するデザイン等使用料を市長が指定した期限までに納付しないとき。
 - (4) デザイン等に関する本市の権利の行使に支障が生じたとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用の全部若しくは一部を禁止し、又は使用の許諾を解除することができる。
- (1) 前項の規定による是正の求めによってもなお是正されないとき、又は是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号いずれかに該当する場合で、緊急を要するとき。
 - (3) 使用者が虚偽その他不正な手段により使用の許諾を得たとき。
 - (4) その他市長がデザイン等の使用を不相当と認めるとき。
- 3 市長は、前項の規定により、デザイン等の使用を禁止し、又は使用の許諾

を解除するときは、市川市事業キャラクター等デザイン等使用禁止・使用許諾解除通知書（様式第11号）により、使用者に通知するものとする。

4 前項の規定により使用の許諾を解除する旨の通知を受けたものは、その日以後、当該解除に係るデザイン等又はデザイン等を使用する物品若しくはデザイン等を使用するサービスを使用、配布、掲示、販売、提供等をしてはならない。ただし、市長が事業キャラクター等を適正に管理する上で支障がないと認める場合は、この限りでない。

5 市長は、前項に規定するものに対して、使用の許諾の解除に係るデザイン等又はデザイン等を使用する物品の回収その他の措置を講ずるよう求めることができる。この場合において、当該デザイン等又はデザイン等を使用する物品の回収等使用の許諾の解除に伴い発生する一切の費用は、使用の許諾を解除されたものが負担するものとする。

6 市長は、第1項各号のいずれかに該当する事実があったことにより市に損害が生じたときは、使用者に対して損害賠償の請求をするものとする。

7 市は、第2項の規定による使用の禁止又は使用の許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

8 市長は、使用者に対し、デザイン等の使用状況、デザイン等を使用する物品、デザイン等を使用するサービスの提供等について資料の提出若しくは報告をさせ、又は調査することができる。

（利用の非独占性等）

第16条 この要綱による使用の許諾は、使用者が自己の商標又は意匠とする等、独占して事業キャラクター等を使用する権利を付与し、及び商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第17条 市は、この要綱による使用の許諾の申込み若しくはその変更の申込みに要した費用及びデザイン等の使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（責任の制限等）

第18条 市は、使用者がデザイン等の使用により第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償等を求められた場合であっても、一切の責任を負わない。

2 使用者又は第15条第2項の規定により使用の許諾を解除されたものは、デザイン等の使用に際し、故意又は過失によって市に損害を与えたとき又は第14条第5号の受託者の行為により市が損害を受けたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(使用許諾の状況等の公表)

第19条 市長は、広く本市が行う事業及び事業キャラクター等の普及啓発を図る観点から、デザイン等の使用の許諾の状況等を随時公表することができるものとする。

(事務処理)

第20条 事業キャラクター等の作成、届出及び使用の許諾に関する事務は所管課において、事業キャラクター等の登録に関する事務は企画部広報広聴課において処理する。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

(この要綱の施行前に作成された事業キャラクター等に関する経過措置)

2 この要綱の施行前に作成された事業キャラクター等については、平成26年9月30日までに広報広聴課長に市川市事業キャラクター等届出書を提出し、台帳に登録を受けることができる。この場合において、当該登録を受けた事業キャラクター等で、この要綱の施行の際現にその使用の許諾がされているものは、第10条第1項の規定により使用の許諾を得たものとみなす。